

扶桑町ふるさと寄附金協力事業者募集要領

(趣旨)

第1条 この要領は、ふるさと納税制度を活用した扶桑町（以下「本町」という。）及び地域特産品等のPRにより、本町への寄附を促進し、町内産業の振興及び地域経済の活性化を図ることを目的とし、寄附者に対し返礼品として贈呈する商品又はサービス（以下「返礼品等」という。）の提供に協力可能な事業者（以下「協力事業者」という。）の募集に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力事業者の要件)

第2条 協力事業者の要件は、次の各号のいずれにも該当していることとする。ただし、要件に該当していても、本町が協力事業者として適当でないと認めた場合は、この限りでない。

- (1) 原則、本町内に本社、支社又は事業所の存する法人、団体又は個人事業者であること。
- (2) 各種法令、条例等に沿った操業、生産、製造、販売等を行っていること。
- (3) 町税の滞納、未申告等がないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- (5) 個人情報保護法、扶桑町個人情報保護条例等関係法令を遵守し、個人情報の取扱いを適切に行うことができること。

(返礼品等の要件)

第3条 返礼品等は、次の各号に掲げる要件を満たす商品又はサービスとする。ただし、要件を満たしていても、本町が返礼品等として適當でないと認めた場合は、この限りでない。

- (1) 本町の魅力の発信又は地域産業の振興につながる要素を持つ商品若しくはサービスであること。
- (2) 本町内で生産、製造若しくは加工されたもの若しくは本町内で生産された原材料を使用している商品又は本町内で提供されるサービスであり、サービスの主要な部分が本町に相当程度関連性のあるものであること。
- (3) 品質及び数量の面において安定供給が見込めること。ただし、期間限定

又は数量限定で供給可能なものは、提供期間内の安定供給が見込まれるものであること。

- (4) 原則、受注後速やかに発送できるものであること。
 - (5) 飲食物の場合は、食品衛生法等関係法令を遵守し、到着後 5 日程度の賞味期限が保証されているものであること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、総務省の通知及び見解等において、ふるさと納税制度の返礼品等としてふさわしいものであること。
- 2 返礼品等の総額は、1回当たりの寄附金の額の3割以内とし、送料を除き、消費税及び梱包に係る費用については、総額に含むものとする。

(登録申請及び決定の方法等)

第4条 協力事業者の登録申請をしようとする者は、扶桑町ふるさと寄附金協力事業者登録申請書（様式第1）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) パンフレット等事業者の概要が分かる書類
 - (2) パンフレット、写真等返礼品が分かる書類
 - (3) その他町長が必要と認める書類
- 2 町長は、前項の規定により登録の申請があったときは、当該申請内容を審査の上、登録の可否を決定し、その結果を扶桑町ふるさと寄附金協力事業者登録（承認・不承認）決定通知書（様式第2）により申請をした者に通知するものとする。
- 3 返礼品等の追加、修正又は停止を行う場合は、第1項の規定によらず、協力事業者から本町指定のふるさと寄附金事業委託事業者（以下「委託事業者」という。）へ直接届出を行うものとする。

(登録事項の変更等)

第5条 協力事業者の登録事項に変更があったとき若しくは事業を休止又は廃止したときは、扶桑町ふるさと寄附金協力事業者登録（変更・休止・廃止）届（様式第3）を遅滞なく町長に提出しなければならない。

(協力事業者の取消し等)

第6条 町長は、協力事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、その者の登録を取り消すことができる。この場合において、本町、委託事業者及び運営事業者（本町が指定するふるさと寄附金ポータルサイトの運営事業者をいう。次条において同じ。）は、協力事業者に損害が生じた場合もその責を負わない。

- (1) 協力事業者が第2条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (2) 虚偽その他不正の手段により協力事業者として認める決定を受けたとき。
- (3) 申請に係る営業を廃止し、又は長期間に渡り休止したとき。
- (4) 金銭的信用を著しく欠くと認められるとき。
- (5) 前条に規定する変更等の届出を提出する必要があるにもかかわらず、提出をしないとき。
- (6) 法令又はこの要領の規定に違反したとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認めるとき。

2 町長は、前項の規定により協力事業者の登録を取り消したときは、扶桑町ふるさと寄附金協力事業者登録取消通知書（様式第4）によりその者に通知するものとする。

（留意事項）

第7条 協力事業者は、次に掲げる事項に承諾するものとする。

- (1) 本町が契約するふるさと納税のインターネットポータルサイトへの商品掲載については、運営事業者及び委託事業者の指示に従い必要な手続き及び運用を行うこと。
- (2) 返礼品等の品質等に関して、寄附者から苦情があった場合又は本町、運営事業者及び委託事業者から依頼等があった場合は真摯に対応し、その解決に努めること。この場合において、品質、発送間違い等による補償及びクレーム対応については、本町は一切の責任を負わない。

（委任）

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。